

仕様書

1 委託業務名

県立宮ヶ瀬やまなみセンター2階情報コーナー撮影スポット製作展示業務委託

2 委託業務の目的

県立宮ヶ瀬やまなみセンター2階情報コーナーにおいて、撮影スポット用に美術装飾の製作及び展示を行い、Twitter や Instagram その他のSNSに投稿するための撮影や記念撮影等を促し、閑散期の宮ヶ瀬湖畔園地への来訪の動機付けや情報発信をおこなうもの。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

4 基本となる展示期間及び展示時間

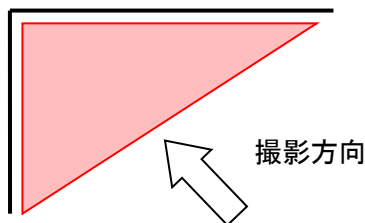
展示期間は令和5年1月14日(土)から同年2月18日(土)までとする。ただし、発注者の指示により契約期間中において展示期間を延長する場合がある。展示時間は原則として、開館日の午前9時30分から午後5時までとする。

5 展示場所

県立宮ヶ瀬やまなみセンター2階情報コーナーのうち、発注者が指定する場所(以下、「展示場所」という。)において、次のいずれかの方法で展示を行う。

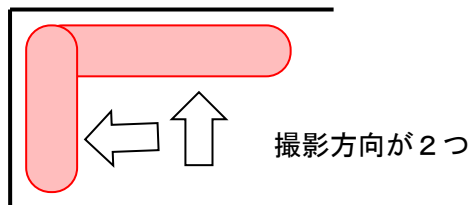
※展示場所の平面図は図1を参照のこと。

(1) 情報コーナーの2面を一体型に使う(撮影方向が1つ)

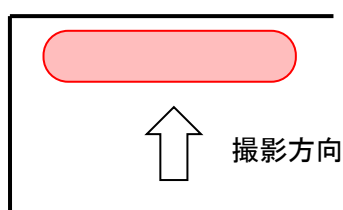


(2) 情報コーナーの2面を一体に使う(撮影方向が2つ)

※展示としては全体がひとつのテーマだが撮影方向によって2つのシーンが撮影できるもの。



(3) 情報コーナーの1面を使う。



6 委託業務内容

受注者が企画提案したテーマ、モチーフ、コンセプトを原則とするが、発注者と協議の上、以下の業務を行う。

(1) 美術装飾の製作、展示及び照明の設置

- 例えば、発注者が考えるバレンタインの世界観など、ひとつのテーマを定めてデザインを行い、自由かつオリジナル性に富んだ魅力ある美術装飾の製作、展示及び効果的な照明の設置を行う。
- 展示にあたっては、ジオラマ手法を原則として立体的な表現に努めるとともに、スマートフォン等での撮影に適したものとする。
- 来訪者が座って撮影できるようにベンチ（木製、背もたれ手すり付き、大人3人がゆったりと座れるサイズと強度を有するもの、座面高さ45センチ以下）1基を必ず設置するデザインとすること。当該ベンチの選定にあたっては事前に発注者と協議すること。
- 自撮りができるようにスマホの撮影台を設置すること。
- 展示場所は壁に既存の展示物があるので、構造物は独立して自立するものとする。なお、本契約が終了しても別テーマの展示等ができるよう背景となる構造物と展示物は分離できる構造とする。ただし、転倒防止に留意すること。
- 施設の業務に支障を生じさせないこと。また、施設や設備に破損や汚損等の損害を与えないこと。製作作業は開館日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、発注者の都合で製作作業ができない日がある。
- 展示場所での製作作業は必要最小限とし、事前に完成したものを搬入するよう努めること。また、展示場所以外での製作作業は禁止するとともに、騒音、振動、及び粉塵を生じさせないこと。
- 揮発性や刺激性等、人に影響を与える恐れのあるものは持ち込まないこと。
- 展示物には触れないことが原則であるが、触れた場合の安全性に配慮すること。
- 照明はLED照明とする。また、デジタルタイマーにより午前9時30分から午後5時まで点灯するものとする。（休館日は職員が電源を切ることができるものとする。）なお、消費電力については発注者と協議すること。
- 展示物について、展示開始の概ね一週間前までに発注者の確認を得るとともに、修正等の指示に従うこと。
- 展示開始までの期間は展示物が見えないよう布等で隠すこと。
- 公序良俗に反するもの、社会通念上、嫌悪感や羞恥心を抱かせるもの、差別にあたるもの、政治的あるいは宗教的（クリスマスやハロウィン等、一般社会に溶け込んでいるものは除く。）な表現は一切禁止する。展示前及び展示中も、発注者は必要に応じて展示内容の変更等を受注者に求めることができる。
- デザイン等はオリジナル作品とし、著作権の問題を生じさせないこと。

(2) 維持管理及び撤去

- 発注者が開催する内覧会または撮影会に立ち合い、運営協力を行うこと。
- 展示の開始以後、およそ10日に1回程度の割合で、展示物の破損・汚損等をチェックして必要に応じて修理等を行うこと。
- 展示期間の終了後、発注者の指示に従って解体・撤去を、受注者の責任において実施すること。

7 業務遂行上の注意

(1) 仕様書の内容変更

新型コロナウイルスの感染状況により、事業の中止や変更をする場合がある。この場合、必要な経費を除いた金額まで減額した変更契約を行うものとする。

(2) 法令遵守

本業務を遂行する上で、関連する法令を遵守すること。

(3) 著作権等

本業務における展示物の著作権は発注者に帰属する。展示期間終了後、発注者が選択した展示物の一部の所有権は発注者が有するものとする。

(4) 再委託

本業務の一部を再委託する場合はあらかじめ発注者と協議して承認を得るとともに契約内容を明示すること。

(5) 作業責任者

作業責任者を定めるとともに、仕様書に定めるすべての業務に従事させること。

(6) 協力事項

発注者が発信するSNSや発注者が別に契約するインフルエンサーに協力すること。

図 1

